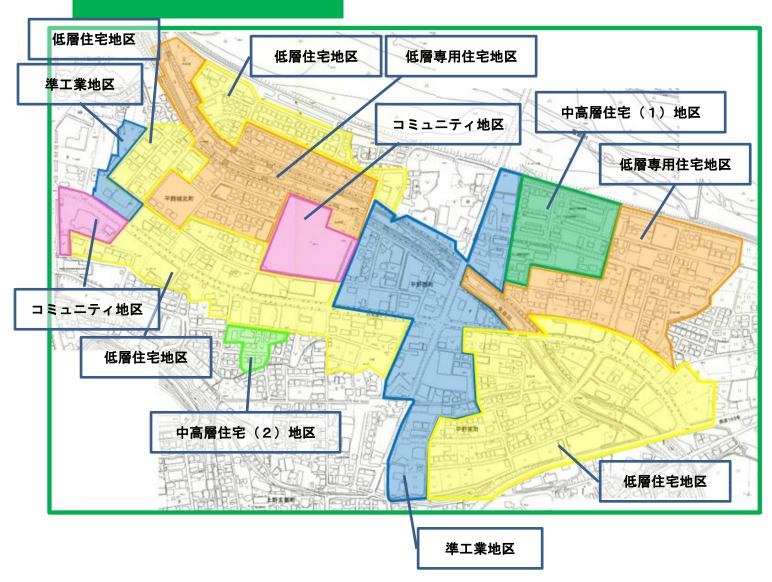
北平野(1) 地 区 地 区計 画



平成30年4月(建築基準法別表第二改正による)

北平野(1)地区

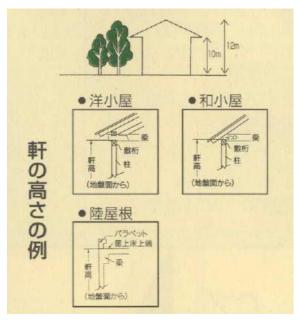
面積 約 57. 6ha

■区域の整備・開発及び保全に関する方針

	当地区は、伊賀鉄道上野市駅の北東約 800mに位置し、国道 25 号
	沿道には住、工が混在しているが背後地の大部分は未利用地域であ
地区計画の目標	る。
	このため、土地区画整理事業を実施し地区計画を策定して良好な
	市街地環境を形成、保持する。
	周辺地域と調和のとれた良好な市街地の形成を図るため、次のと
	おり6つの地区を設定し土地利用の促進を図る。
	①低層専用住宅地区
	計画的に、良好な低層専用住宅地区として位置付け快適な住環境 の保全を図る。
	②中高層住宅(1)地区
土地利用の 方針	計画的に、良好な集合住宅地区として位置付け快適な住環境の保
	全を図る。 ③中高層住宅(2)地区
	日辺地域と調和のとれた良好な住宅市街地の形成を図るため、低
	層の住宅地区として計画的に土地利用を図り、快適な住環境の形成
	を図る。
	④低層住宅地区 大規模な店舗、事務所の立地を制限しつつ良好な住宅市街地の形
	成を図るため、低層な住宅地として計画的に土地利用を図り、快適
	な住環境の形成を図る。
	⑤コミュニティ地区 大規模な店舗、事務所の立地も認めながら周辺住宅地と調和のと
	れた土地利用を図る。
	⑥準工業地区
	周辺地域への環境を考慮した市街地の形成を図るため既存環境の
	維持を図る。
建築物等の	周辺地域との調和を図るため、建築物の用途の制限を定め快適な
整備の方針	住環境の保全を図る。
その他該当地区の	〔土地利用の方針・主要用途の配置方針〕
整備・開発及び	良好な住環境を備えた住宅地として保全を図る。
保全に関する方針	スパでは水光で開たにはもむとして水土で図る。

■地区整備計画の概要 ※各表中の「建築基準法別表」については平成30年4月時点のものを指す

建	地	豆丛			
-		区分	低層専用住宅	中高層住宅(1)	中高層住宅(2)
築	区	の名	地区	地区	地区
物	の	称		عراب	عروم
等	区	区分			
1	分	の面	約 15. 7ha	約 3. 1ha	約 0. 6ha
関		積			
す	建築物の		次に掲げる建築物	次に掲げる建築物	次に掲げる建築物
る	用i	金制限	は建築してはなら	以外は建築しては	以外は建築しては
事			ない。	ならない。	ならない。
項			建築基準法別表第	建築基準法別表第	建築基準法別表第
			二(い)の内、四、	二(は)に掲げる建	二(い)に掲げる建
			五に掲げる建築物	 築物	築物
			ただし幼稚園は除		
			<		
	建乳	築物の			12m
	高	さの			ただし、軒高の最高
	最高	高限度			限度は10mとする。



建	地	区分		コミュニティ	準工業
築	区	の名	低層住宅地区	地区	地区
物	の	称		7 EZ	70 EX
等	区	区分			
1=	分	の面	約 23. 6ha	約 3. 5ha	約 11. 1ha
関		積			
す	建築	築物の	次に掲げる建築物	次に掲げる建築物	次に掲げる建築物
る	用記	金制限	は建築してはなら	は建築してはなら	は建築してはなら
事			ない。	ない。	ない。
項			①建築基準法別表	①建築基準法別表	①建築基準法別表
			第二(い)の内、四、	第二(い)の内、五	第二(に)の内、五、
			五に掲げる建築物	に掲げる建築物	六に掲げる建築物
			ただし幼稚園は除	②建築基準法別表	②建築基準法別表
			<	第二(は)の内、二	第二(り)の内、二、
			②建築基準法別表	に掲げる建築物	三に掲げる建築物
			第二(は)の内、二	③建築基準法別表	
			に掲げる建築物	第二(に)の内、五、	
			③建築基準法別表	六に掲げる建築物	
			第二(に)の内、五、	4)建築基準法別表	
			六に掲げる建築物	第二(ほ)の内、二、	
			4)建築基準法別表	三に掲げる建築物	
			第二(ほ)の内、二、	⑤建築基準法別表	
			三に掲げる建築物	第二(り)の内、二、	
			5建築基準法別表	三に掲げる建築物	
			第二(り)の内、二、		
			三に掲げる建築物		

参考:別表第二 一部抜粋 (平成29年5月12日法律第26号 平成30年4月1日施行)

用途地域等内の建築物の制限(第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係)

区分名称	建築基準法別表第二中の該当箇所の内容				
低層専用住宅地 区 ※右のものは建 築してはならない。		((,)	第一種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
中高層住宅 (1)地区 ※右のもの以外 は建築してはならない。		(lt)	第一種中高層住居等することができる建築物	- (い)項第一号から第九号までに掲げるもの - 住宅 - 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。) 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 - 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類するもの 1	
中高層住宅 (2)地区 ※右のもの以外 は建築してはな らない。		(())	第一種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	- 住宅 - 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの - 共同住宅、寄宿舎又は下宿 - 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの - 神社、寺院、教会その他これらに類するもの - 大・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの - 七、公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)(条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。) - 診療所 - 、 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 - 計各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)	
低層住宅地区 ※右のものは建 築してはならない。	1	(۱۱)	第一種低層住居専 用地域内に建築す ることができる建 築物	四 学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
V .0	2	(は)	第一種中高層住居 専用地域内に建築 することができる 建築物	二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	
	3	(12)	第二種中高層住居 専用地域内に建築 してはならない建 築物	五 自動車教習所 六 政令で定める規模の畜舎	
			第一種住居地域内 に建築してはなら ない建築物	三 カラオケボックスその他これに類するもの	
			建築してはならな い建築物	二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの	
コミュニティ地区 ※右のものは建築してはならな			用地域内に建築す ることができる建 築物	五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
L\ _o			することができる 建築物	二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	
			してはならない建 築物	六 政令で定める規模の畜舎	
			第一種住居地域内に建築してはならない建築物	三 カラオケボックスその他これに類するもの	
			近隣商業地域内に 建築してはならない建築物	三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの	
淮十坐中口		(1-)	第二種中高層住居	ユーロ刺子状目の 一	
準工業地区 ※右のものは建 築してはならない。			専用地域内に建築してはならない建築物	/ 以力 こたの句 が快の 田古	